

北海道林業における野鼠害防除の社会的問題点

太田嘉四夫*

Socio-economic aspect of the problems on the rodent control in the forestry of Hokkaido

By Kasio OTA

序　　言

筆者の属する北海道野ネズミ研究グループは、1965年に北海道の林木の害獣であるエゾヤチネズミ *Clethrionomys rufocaninus bedfordiae* THOMAS の生物学的研究と防除の研究を総括して、「エゾヤチネズミ研究史」(上田その他 1966) を編集した。その総括において、筆者らは、「現在のような森林所有形態と林業施業法(森林施業法が正しい……筆者)があるかぎり、民間小所有者のカラマツ林の被害は絶えないのではないか。このように考えれば、今後のそ害防除の研究課題としては、いかにしてそ害のすくない林業を行なうか、ということを自然的・社会的条件から検討することが必要ではないかと思われる」とのべ、また自分たちの反省として、「われわれの研究は必ず害の防除の実践によって検証されるのであるから、林業について一そう知識を深めなければならないし、林業人とくに第一線を担当する人たちとますます強く結びついていくことが必要であろうと思われる」とのべた。この反省として筆者は、自然的条件については別に考察した(太田 1968 a)。また林業についての勉強として、「林業生産の特質について」(太田 1968 b) を考察したが、ここでは社会的条件について考察し、林業関係の諸賢の御批判と御教示を得たい。

北海道の人工造林

北海道におけるエゾヤチネズミの害は人工林に生ずるものであるから、まず北海道の人工造林はいかなるものであるかを知る必要がある。

小関(1962)によると北海道林業の発展過程のうちで人工林はつぎのように形成されてきた。

北海道の開拓使時代、すなわち日本資本主義の原始蓄積期には、北海道の木材はまだ原料ないし商品としてとらえられず、森林は無価値であるばかりでなく、むしろ開拓の邪魔物あつかいをされていた。しかし 1886 年(明治 19 年)、北海道庁が設立された頃になると、原始蓄積を終えた資本が北海道に進出し、木材市場が形成され、産業資本は採取林業に進出した。それ以後伐採が進行し、商品としての木材が欠乏し、価格が高騰すると、森林資源の採取だけでなく、育林に目が向けられるようになった。しかし、大正年代までは国有林はその巨大な蓄積にいたり、經營は全体としては採取林業であり、育林にみるべきものがなかった。一方民有林では、大正はじめからその終期にかけて造林面積が激増し、1923年(大正 12 年)には、全造林面積の 64% は民有林のものであった。

* 札幌市真駒内南町 2 丁目 6 ノ 5

その原因としては、民有林は伐採によって相当荒廃し、その半分が無立木地となっていたこと、および造林補助金の制度ができたこと、などがあげられる。

つぎに松井(1965)にしたがって、北海道の人工林の推移を簡単にのべよう。

明治年代の後期に本州から資本が導入され、1908年(明治41年)に施業案がつくられ、ニホンカラマツの養苗が成功していたので、造林がニホンカラマツをおもな樹種としてはじめられたが、当時の森林乱伐による材価安と、労力不足による賃金高のために、造林はふるわなかつた。明治末期から大正中期にかけては、裸地の緑化という土地保全的意味でおもにカラマツ造林が行なわれた。

昭和年代になると、官有林伐採跡地の経常造林がトドマツをおもな樹種として行なわれるようになった。

支那事変のはじまる第二次大戦中および戦後は、生産供出のために乱伐が行なわれ、一部には兵力伐採さえ行なわれたような時代で、造林は空白の時代である。

1946年(昭和21年)の林政統一後は、乱伐跡地の造林が開始され、1954年(昭和29年)の15号台風による森林大被害後は、拡大造林計画がたてられ、20万ha(森林面積の40%)を人工造林とし、国有林は40年、道有林は25年、民有林は30年で、それを達成するということで、1958年(昭和33年)より実施にはいった。

現在、所有森林面積に対する人工林の比率を所管別にみると、国有林6.7%、道有林8.7%、民有林18.0%で、民有林の比率は本州より小さいが、それでも北海道では国有林と道有林の合計よりは大きい。

以上2氏の論文よりすれば、北海道の人工林を知るためにには、民有林をよく知る必要のあることがわかるのであり、北海道の森林の現況もそのことを明らかに示している。

第1表によれば、国有林は面積も、

蓄積も大きいが、民有林は面積において
は1/4強を占めながら、蓄積がきわめて
小さいことがわかる。

つぎに、1965年度の造林面積をみ
よう。

第2表によると、1965年度の一般民
有林の人工造林面積は全造林面積の約
44.3%であるが、所有面積に対する割合
は2%弱で、国有林と道有林の合計とは

第1表 北海道の森林の所管別現況

(1966年度 北海道林業統計より)

区分	面積(%) 1,000ha	蓄積(%) 1,000m ³	m ³ /ha
国有林	3,097.6(55.2)	389,342(72.0)	138
大学演習林	94.8(1.7)	12,563(2.3)	
その他国有林	50.1(0.9)	1,463(0.3)	
道有林	618.0(11.0)	64,583(12.0)	105
市町村有林	269.3(4.8)	12,588(2.3)	
一般私有林	1,479.1(26.4)	60,220(11.1)	43

第2表 1965年度所管別造林面積

(1966年度 北海道林業統計より)

造林種別	総計(ha)	国有林	道有林	一般私有林
計	114,621	75,486	6,425	31,993
人工造林	64,402	30,606	4,933	28,507
針葉樹計	62,608	30,102	4,917	27,249
カラマツ	24,907	7,088	191	17,479
人工造林中カラマツ比率	38.5%	23.5%	3.9%	61.4%
天然更新	50,219	44,880	1,490	3,486
人工造林面積/所有面積		1%弱	0.8%弱	2.0%弱

ば等しく、またカラマツ比率は他に比してはるかに大きいことがわかる。

杉本(1966)によると、北海道の現存人工林面積は645,224haであり、そのうちのカラマツ林は51%、またカラマツ林のうちの民有林は67%である。第2表の数字とあわせて見ても、北海道の人工造林に占める民有林の位置とカラマツの位置が、ひじょうに重要なことがわかる。

つぎに民有林の状況をみよう。

1960年の世界農業センサスによると、北海道の民有林の所有別の割合は第3表のとおりである。

5ha以下の零細所有者数は全体の68.9%であるが、彼らの所有面積はわずかに18.9%でしかない。面積5~50haを所有するものの割合は約3割であり、その所有面積は最大であって、その層が民有林の中堅層とされる。

第3表 北海道の民有林の所有規模別状況 (%)

所有面積区分 (ha)	1 >	1~5	5~50	50 <	計
林家数割合	22.3	46.6	29.8	1.3	100
所有面積割合	1.5	17.4	65.6	15.5	100

第4表 森林所管別野鼠被害 (高安 1966 より)

昭和年度	所管区分	被　　害		被　　害　率 (%)	
		本　　数 (万本)	換算面積 (ha)	被　　害　面積 年間造林面積	被　　害　面積 弱鼠性造林面積*
40	国　有　林	208	830	2.8	1.0
	道　有　林	24	100	2.0	0.7
	民　有　林	1,341	5,360	18.4	2.5
	計	1,573	6,290	9.8	2.0
39**	国　有　林	1,169	4,670	15.6	5.7
	道　有　林	42	170	3.5	1.1
	民　有　林	3,389	13,560	44.9	6.2
	計	4,600	18,400	28.4	5.8
38	国　有　林	190	760	2.4	1.0
	道　有　林	4	20	0.4	0.1
	民　有　林	1,094	4,380	15.3	1.9
	計	1,228	5,160	8.0	1.6
37	国　有　林	261	1,040	3.3	1.5
	道　有　林	6	20	0.4	0.1
	民　有　林	1,363	5,450	19.0	2.2
	計	1,627	6,510	9.9	1.9
36	国　有　林	154	620	2.0	1.0
	道　有　林	28	110	2.2	0.6
	民　有　林	1,200	4,800	15.7	1.9
	計	1,382	5,530	8.4	1.6

* カラマツ I, II 齢級造林面積

** エゾヤチネズミ大発生年

不在地主林が約30万haあり、その大部分は未利用である。会社所有林は約33万haで、そのほとんどが、100ha以上を所有し、そのうち造林会を組織する34社が25万haをもち、民有林造林面積の83%，6ha以上の大規模造林は社有林が強力な推進母体となっている（松井1965）。

さて、余語（1963）によると近年10年間の造林木の野鼠被害は最低600万本、最高6,000万本に達し、そのうちカラマツI齢級の被害は植栽本数の20%，野鼠以外の被害は同じく20%である。そのうちの野鼠被害は民有林にもっともおおい、といわれているが、実情はどうであろうか。所管別による野鼠害の比較には困難があるが、第4表の数字は参考となろう。

この表によると、近年の5カ年のどの年においても、民有林はその被害絶対値においても、また年間造林面積の被害率も、I, II齢級カラマツの被害率も他の2者にくらべてはるかに大である。ただ1954年のエゾヤチネズミ大発生年においてだけ、カラマツI, II齢級の被害率は国有林と民有林では大差がない。道有林はいずれの年においても被害は小である。この表の数字について高安（1966）は、“国、道、一般民有林それぞれに、被害本数の計上基準や、発表にからむ政治的配慮？が異なるから、この表の数字が現実そのままでないかもしれません”，とことわっている。数字にどれだけの信頼度があるか不明であるが、一般民有林に被害がおおいという現実を、この表はある程度反映しているのではなかろうか。

つぎには道内民有林人工造林の実情についてみることにしよう。

八巻（1961）は、根釧、天北、道南、道央、北見、十勝の各地方において、会社所有林を除く民有人工造林地約10,000町歩（カラマツが85%）と所有者約800人について実態調査を行なった。その調査結果からここに必要と思われるものをつぎに引用する。

1. 所有規模別の比率は、所有面積1~5haが10.3%，5~50haが68.0%，50ha以上は21.7%であり、5~50ha所有者の面積が最大であることは第3表と一致する。
2. 所有者の職業別では、農家が76%で、その所有森林面積70%，所有造林地面積は63%であり、一般民有林のうちに農家林の占める割合は最大であるが、その造林進度、保育成績、造林成績とも資力の保有度に左右されているし、また他の職業よりも劣っている。これら農家の林業経営は、農業経営上の上・中層の一部では雇傭労働により、その他では自家労働によっている。そして林業経営上のネックは下層農家と上層農家のうちの大規模所有者にある。
3. 農業における寄生地主の発生と同様に商業資本が農家林を獲得して進出し、造林進度も高く、造林成績も上位を占める。
4. 経営面積50町歩をこえると造林停滞が出現し、100町歩をこえるとそれが顕著になる。大所有者の山林所有はまだ世襲財産的保有の傾向が強く、また造林にふみ切るだけの資力の保有が山林所有面積と比例していないためであろう。
5. 造林成功率62.9%，要改修率11.2%，全減率25.9%で、そのうちカラマツ林は成功率61.4%，要改修率12.3%，全減率26.3%である。技術的要因以外の要因による失敗を除くと、成功率はすこし高くなり、全減率は下がる。
6. 下刈り状況は、もっとも良好22%，やや良好14%，全然なし32%，殺鼠剤の使用は良好14%，やや良好39%，無使用47%。カラマツだけではそれが、良好15.2%，やや良好45.8%，無使用39%である。下刈りの程度は、造林進度、造林成績と対応し、下層農家において極端に悪い。殺鼠剤使用も同じである。
7. 被害状況についてみると、自然条件4.4%，施業的原因25.4%，病虫害0.4%，動物被害59.8%（野鼠45.6%，野兔11.8%，放牧家畜2.4%），山火0.5%，土地利用の変更0.7%，技術以外の要因8.7%。野鼠害は全造林地の58%，野兔害は同じく15.1%に及んでいる。互いに関連する施業不良、野鼠害の2因子で全被害量の85%をしめているのである、これらはいざれも保育管理の不十分に起因している。

この調査によると、民有林人工造林の失敗率は40%にも及んでおり、その原因としては野鼠害が最大である

ことが推定できる。そしてその原因は一般民有林のうちでもっともおおい農家林において保育管理が不十分なために効果的に防除できないことがあるが、さらにその原因をたずねると資力が足りない、ということになるであろう。そしてとくに注目されるべきは、経営上のネックが下層農家と上層農家のうちの大規模所有者にあるということと、商業資本によるものが造林進度も高く、造林成績も上位を占める、ということである。

太田 (1960) が、1959年のエゾヤチネズミの全道的大発生の後に行なった調査によても、防除に多大のエネルギーがそそがれた釧路国標茶の国有林パイロット・フォレストの大カラマツ林の被害は軽微であったのに比し、その附近の民有林の被害は大であった。そのうちでも雇傭労働によって経営している商人の所有林は、下刈り、殺鼠剤の使用もよく行なわれ、防鼠溝までつくられて被害は中害程度であったが、中層と思われる農家のカラマツ林は下刈り、殺鼠剤の使用のいずれも1回だけであり、激害をこうむっていた。

霜鳥 (1962) は農家林において、農業経営における中、上層農家が造林をおおく行ない、保護手入れもその層がよく行なっている、と報告している。しかし小幡 (1963a) によると八巻の報告と同様であって、北海道では1~3ha 所有の林家の人工林化がもっとも大で、これより上下はそれがすくない。大きい方も資本蓄積がすくなく、安易な採取と萌芽更新、混牧林業的経営に墮し、小規模農家は育林投資が少量で間断的であって家族的剩余労力で足りているのである。また樹林地に対する拡大造林面積も、1ha 以下保有の林家でもっとも大で、山林所有面積が大になるほどすくないが、大きい階層は安易な山林収入に安んじ、伐採跡地の大部分も自然生育にまかしている、といわれる。

八巻、小幡の両報告をあわせてみれば、一般民有林の造林成績の不振、あるいはその生産性の低さの原因は、それを保有する農家の資力の不足、いいかえれば農業生産性の低さにある、と理解することができよう。

会社所有林では、担当者の異動すくなく、責任体制があり、人工造林に好成績をおさめ、本来の産業予備林的性格をもっている、といわれる (松井 1965)。戦後造林が再興した直後 1951 年に全道的にエゾヤチネズミが大発生し、激害が生じたが、王子造林株式会社はその網走卯原内のカラマツ造林地で、囚人労働を用いて、1) 全刈り焼払い地ごしらえ、2) 下刈り年2回、3) 殺鼠剤の使用、4) おとし穴設置、5) 冬期被害個所の雪踏、という集約的な施業を行ない、被害を苗木総数 180,000 本のうちのわずか 200 本にとどめ、卯原内方式としてその後の模範となつた (上田その他 1965、太田その他座談会 1966)。

また大手造林会社の団体である栄林会では最近共同で殺鼠剤の航空機散布を行なっている。

杉本 (1967) は、栄林会メンバー 38 名、その所有総面積 295,000 ha 余について調査した結果、経営意欲はかなり旺盛で、全体からみると疎悪林分の解消につとめつつあり、林種転換などの拡大造林の進度が早い、という。その人工林化比率は 21% 以上で、道内の経営形態別人工林比率を大きく上まわっており、1966 年度の造林実績は 3,485 ha で、道内の 1 営林局分に匹敵する。ただし最近はその実績が減退しているが、その原因是労務事情の悪化を第一とし、カラマツ先枯病、石炭産業の斜陽化、その他一般造林条件のよくないことによるものと考えられる、とされている。

以上からみると、保育管理さえよければ、鼠害は軽微にとどめることができる、といえるのであるが、十分な保育管理は十分な資力と労力がなければ行なえない、といえよう。

新植の場合の地ごしらえ、下刈りと殺鼠剤散布の費用、労力の例を示せば、第 5 表のようになる。

第 5 表で国有林と民有林の数字がちがうのは、算定の基準がちがうものとして、両者の比較はしない。

余語 (1963) は、保護費の限界は造林費用の 10~15% であるから、年間 2 回の散布としても I 齡級 5 カ年の殺鼠剤費用は民有林にとっては相当大きな負担となるだろう、といっている。

第5表 新植年の保護費用 (ha 当り) (太田 1968 a より)

作業区分		所管区分			
		国有林		民有林	
		費用(円)	労力(人)	費用(円)	労力(人)
地ごしらえ	全筋刈	37,925	27.8	45,000	45.0
	刈	26,014	19.5	37,500 ¹⁾	37.5 ²⁾
下刈	全筋刈	5,948	4.3 ³⁾	23,000	
	刈	4,183	3.0 ⁴⁾		
殺鼠剤散布	人力	400		2,000	2.0
	航空機	600			

1) 国有林は札幌営林局昭和40年度、民有林は櫛田(1965)より。ただし1), 2)は杉本(1966)より。

2) 全刈り地ごしらえは、国有林は焼払いを含む。民有林は不明。

3) 下刈り、3), 4)はブッシュクリーナー使用。

4) 国有林の殺鼠剤散布費用には薬剤代金を含む。国有林は年間総散布面積の平均値。民有林は散布回数2回。

しかばば何故に野鼠害の危険の大きいカラマツを民有林ではおおく植えるか。その理由はあまりにも明らかである。生産期間が他の樹種とくらべて短かいこと、すなわち資本の回転期間が短かいこと、である。

武藤(1958)によると、民有林の造林費を、平均補助率4割、自己負担6割として、その自己負担金を1年8分の利率で複利計算をすると、35年後に6分以上、50年後におよそ7分の利率で、新植費金額を複利計算した額に達する。そこで年7分の利率を上まわる利潤をあげるために、初期生長が早く、伐期が短かく、30年前後で収穫できるカラマツを植えるほかはない、ということになる。松井(1965)によると、民有林で成林しているカラマツの54%は16~20年で伐採されている。

山崎(1950)は、戦前の日本の民有林の生産力が極めて低かった原因の一半は、零細な半封建的土地所有構造にあった事を指摘し、森林に対する零細山林所有者の財産林的観念は、生産期間の長いこと、収穫期が相当自由に決定できることなどによるものであって、森林が一種の退蔵貨幣の形態をなしていた、という。こういう状態は今なお農家林に濃厚に存在しているのである。

しかばば農民的森林所有とはいかなるものであろうか。

鶴鳥(1962)によると、農家は財産保持的な理由とともに、畜産を含めた広義の農業経営のための附帶的、二義的な結果として林野を買い入れるもののがおおく、また林野を利用するものは、自家用薪、放牧、繁殖などのためであるものがおおく、木材販売も家計補助あるいは營農資本への充当である。

このような農家林の性格は狭義の農用林といわれるものであって、農業経営の所得、労働力配分における林業の地位が従属的であるのは当然であろう。それ故に零細所有者の人工造林の保育が悪く、失敗のおおい原因是その林野所有の性格にあると考えられる。

1960年の農業センサスによれば、北海道農家の所有農地面積と所有山林面積は比例的関係にある。北海道の人工造林には鼠害に弱いが短伐期性のカラマツ植栽がおおく、保育管理の不十分なために鼠害がおおいということは、自然的必然性ばかりでなく、社会的必然性をもつてゐるのであり、その問題は、農業・農民問題である、といえる。

戦後の林業政策

わが国の戦前の林野所有には地主的所有の性格が強く、国有林の經營さえ地主的な国家資本主義といわれるべきものであったが、敗戦後、農地解放と国有林林政が行なわれ、林業の独占資本主義化が進行している、といわれる（山崎 1950）。林業の現状を知るためには一般経済および農業との関連においてみることが必要であると思われる。

山田（1966）は、戦後の農業の発展についてつぎのように述べている。

敗戦後の農地改革によって、日本農業は「地主的土地所有」が解体され、「自作農的土地所有」を基底にして、商業的農業の著しい進展をみた。その後の発展は当然日本資本主義の戦後の復活状況の中でみなければならぬ。その復活状況は再建、復活および発展の三期に分けてみることができる。第Ⅰ期の敗戦直後は、食糧危機下の強権による商品化の時期であり、まだ自作農的土地所有は支配的でなく、農業生産力は全般的に低かった。第Ⅱ期は、大体朝鮮戦争を転機とし、日本資本主義は戦前の生産力水準に回復し、独占資本主義が復活する時期であり、農業においては稻作を中心とする小農的商品生産の展開期である。自作農的土地所有が確立し、土地改良、機械力、肥料、農薬の導入で、農業生産力が高まり、それは稻作を中心とした。農家経済は商品経済の中に深くまきこまれ、一般経済の影響を強くうけるようになる。そして経営の膨張と農産物価格の低水準によって農民は打撃をうけ、全体として不安定になって、階層分化が生じ、小農の零細化が進み、兼業化が進行する。第Ⅲ期はおおむね1955年を転機とする、いわゆる高度成長期である。生産の集中はますます進んだが、欧米にくらべると生産力水準は低く、そのため中小企業、農漁民、労働者などへのしわよせによって異常な高度成長が達成された。農村市場の工業製品の市場としての役割は大きくなり、機械、肥料、農薬などが大量に流れこむ。貿易の自由化によって生産物価格がおさえられる。零細農耕と農業生産力の矛盾は前期からつくりだされていたが、この頃顕在化し、農村から労働力が激しく流出し、農業危機が生じ、国内主食需要をみたし得ない、というような状態となる。家畜、家禽の多頭羽経営もあらわれるが、小農的経営では専業となり得ず、主穀生産と畜産とが結びついた複合的生産とよばれるような状態が出現する。

以上は戦後から今日までの、ごく大まかな日本農業の発展のすがたであるとしてよいであろう。このような日本経済および農業との関連のなかで、北海道の林業、とくに人工造林はどのようにになっているかをつぎにみよう。

前述したように、戦中、戦後の造林空白時代を経て、1947年の森林資源造林法による補助金制度によって民有林の造林が奨励されるが、それが軌道にのるのは、やはり1950年、独占復活以降である。その年から急にカラマツ造林がおおくなるが、杉本（1966）はその頃苗木の生産が潤沢になってきた、という。しかし筆者は、この時期の北海道林業の復活のために、短伐期性のカラマツに農業におけるイネのような位置が期待されたのではないだろうか、と想像する。1954年、15号台風による北海道の森林被害は莫大なものであり、風倒木の処理にはこれまでにない機械力が用いられ、林道もおおく開設された。1955年、国有林経営合理化方針が発表され、それは大面積皆伐、拡大造林の案をふくんでいたが、それは決して大台風という偶然によって触発されたものではあるまい。その期はまさに日本経済の高度成長開始期、独占資本主義の強化期に当っていたのであって、資本が自然の搾取をも一そく強く行なおうとする方針がその計画に示されているのである。まさに必然性が偶然性を通じてあらわれたのであって、そのことはつぎの論文によって知ることができる。

小沢（1956）は国有林経営計画について、つぎのように述べている。

ドイツ官房学から発するところの森林経理学は、森林経営の科学でもなく、あくまで財産管理の、端的にいえばヘソクリの論理といわれる所以は、ドイツの領主がすべて大山林地主であったからである。“現在経済体制は、漸次自由的資本主義計画経済の性格を帯びてきており、国有林特別会計制度導入によって産業として林業資本の立場をとり、民有林においては農地改革をへて、その山林地主的性格から経営者精神にめざめている。従来資源だけを基礎として伐採量を求めていたが、今後は将来の林力と需要量を考慮して、むしろ需要に重点をおいて伐採量を定め、「伐った跡は必ず植える」が、成長量は十分あるが伐る木はないということになっては困るから、「最低伐期例えば40年を割らないように、さりとて最高伐期例えば70年以上はおかないように」という限界を考えれば、心配はない。「森林施業に見合った伐採をして造林」という考え方を、「需要に密接した伐採＝市場を開拓、需要に密接するための造林」という考えに改める。“すなわち自然力だけに依存していた林業を、産業としての林業へ指向せしめるために、農業的或いは工業的生産へ高めなくてはならない。しかもそこにこそ林業技術としての真髓があるといわねばならぬ”。

要するに小沢は、日本に独占資本主義が復活した現段階で、国有林は地代追求的林業をやめ、資本主義的林業を行なえ、成長量=伐採量などという原則はやめ、需要量=伐採量とし、それに応ずるような造林を行なえ、というのである。

1957年に、釧路国標茶の広大な山火跡原野につくられたパイロット・フォレストは、資本主義的林業の真髄なるものを展示したものとみることができる。そこでは合計6,000ha余の土地の大部分にカラマツが植えられ、1966年に植栽が完了した。野鼠防除には、前記卯原内方式が採用され、殺鼠剤散布にははじめて航空機が用いられたが、その他の作業にも、機械力、薬品など、林業の近代化といわれるような技術のおおくが採用されたり、実験されたりした。

これをみると、ここでは農業におけるイネの代わりに、林業においてカラマツを用いて、新技術の導入を試みたものと思われる。

前述したように卯原内方式とは、徹底的な林地清掃と殺鼠剤の使用を主体とした鼠害防除法である。収穫を目的とする栽培植物を自然の生態系からできるかぎり切りはなすというこの方式はすでに古くから農業において行なわれていた方法である。こう考えるならば卯原内方式とは人工造林の徹底的農業化にはかならないのであるから、パイロット・フォレストは林業において、資本主義の大農法をまねたものといえよう。

1957年に森林法の一部が改正され、広葉樹の伐採制限が解かれ、1958年から林力増強30年計画は実施につき、民有林にもよびかけられ、北海道の森林の大面積皆伐、一斉造林が開始された。経済の高度成長によつて木材の需要は急速に増加した。それに応じて、機械化、化学化の新農業方式による新しい造林技術が、需要に応じ得ることを期待し、いわゆる引きあて伐採によって、伐採量も著しく増加している。

北海道林業研究会事務局(1966)によると北海道で、パルプ原木使用量は1945年40万m³, '50年100万m³, '61年308万m³, '64年480万m³と増加し、国有林の伐採量/成長量の百分比は、1960年195%, '64年136%に達している。

このようなことを、同じく採取産業である狩猟業では、「とらぬタヌキの皮算用」というが、期待された新技術はどうであったろうか。杉山・武居(1967)は、「木材需要の増大に対応して、昭和32年度、人工林の積極的拡大等による生産力の増強を内容とした国有林生産力の増強計画を樹立し、生産性の低位な天然林を生長量の大きい人工林に改良しようと、可能な限り皆伐し、新植を実施してきた。しかしながら、この実績をかえりみると、新生人工林にカラマツ先枯病やトドマツ寒風害等が目立つようになり、期待する生長量の確保が憂慮せられ、そ

れは今後の推移を含めて楽觀をゆるさない情勢となった”。とのべている。農村人口の減少による労力不足によって造林そのものも停滞している（松井 1965）。これは農業危機の影響である。

拡大造林計画が今や手直しせざるを得ない状態となっていることをみるならば、地主的林業から資本家の林業への道は森林の荒廃をふくむことをおそれなければならぬ。経済の高度成長にともなう需要量に見合う伐採が戦時の需要量に応じた伐採と同じように、乱伐となっているのではないだろうか。伐採跡を放置しておくならばいたずらに害獸であるエゾヤチネズミのよいすみ場所をふやすだけである。

農業基本法と林業基本法

1960 年に新安保条約が調印され、日米経済協力が強くうちだされると、わが国では経済の高度成長政策が実施され、貿易が自由化されることとなる。これら情勢に応じて、1961 年農業基本法が、さらに 1964 年には林業基本法が制定される。これら両法は相互に規定し、補完しあうものだとされている。

農業基本法は、経済の高度成長による農業従事者と非農業従事者との所得格差の拡大、農業労働人口の減少と貿易自由化による外国農産物の流入に対処するために、農産物の選択的拡大と農業構造の改善による自立可能な家族経営農業の確立ということを目標としている。構造改善事業は、1955 年からの日本経済の高度成長にともなって、“明治以来遡がなかった零細耕作に根本的な改革と技術の革新が問題となってきた”，と農業基本法の推進者であった小倉（1965）がのべているように、零細農耕の止揚をめざし、農民 6 割切りでの農政といわれるものである。

これと相互規定をなす林業基本法も、同じく、経済の高度成長、貿易の自由化にともなう、林産物の需要構造と供給構造の改善を基本問題とし、林業総生産の増大を期し、林業生産性を高め、林業生産の転換、林業構造の改善を図ることを目標としているのである。この構造改善には、林地の集団化、機械化、小規模林業の経営の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化が含まれているのであって、零細所有をなくそうすることにおいては、まさしく農業基本法と対応している。しかし日本林業には農業とちがって、解放の対象とならなかつた大規模な民有林と巨大な国有林がある。

林業基本法のもととなった、1960 年の農林漁業基本問題調査会の答申は、日本の林業における財産保持的、地代取得的性格を、近代化し、企業化することが必要だとしており、大規模林業については資本的経営が可能となるように、また民有林野については家族経営的林業を発展させようとする場合には、見込みのあるものに視点をあわせ、農林業あわせて合理的経営のできないような零細な者は、林業労働者その他の職業に転換を促進するようにならねばならない。林基法第 4 条には、国有林は、林業構造改善にも活用するとなつてはいるが、しかし主要な意義は重要な林産物の持続的供給源としてその需給及び価格の安定に貢献させること、にあるのであるから、後にのべるようにその分割は容易ではない。結局大規模林業の資本的経営を理想的な姿とするのであるから、林基法も農基法と同じく零細農民切りすて法であるといえよう。

このような林業基本法は北海道の林業に何をもたらすであろうか。

北海道農林漁業基本問題林業部会事務局（1961）によると、北海道林業の特質の 1 つは、国有林と道有林という巨大所有があり、また民有林にも会社林に大規模所有のあることである。そして民有林の成立はそもそも林業経営を直接の目的としない、国有未開地処分であり、開拓を主眼とした土地開放であったということである。さらにまたその植民地的性格として、府県の農家林は、自給農業の一環として、かつまた有力な所得源として育成されてきたのに対し、北海道の農家林は、開拓に成功するまでのつなぎ資金として、もっぱら生計を補う換金対

象とみなされ、その育成がおろそかにされてきた、ということも指摘されている。

この報告によると、北海道の農家所得のうちで、林業所得の割合は1~10%，1戸当たり年平均2~3万円という低額で、府県より劣っている。

上記のような状態のなかで構造改善はどのような意味をもつであろうか。

小関(1963)はつぎのようにいいう。すなわち、林業者の大部分は農民であり、農業経営が改善され、所得がまでは、農家はこの場合、労働の投入、資本の投下等すべて農業を優先し、林業はあとまわしにするだろう。また小さい経営に林業をつけ加えたままにしておくと、農民層の分解をおくらせ、農業構造改善のめざす方向と逆になる可能性がつよくなる。また林業構造改善には大量の労働力が農村に滞留する必要があるが、農山村人口の流出はくいとめることができない。林業生産力を高めるのは経営規模の拡大だけにはよらない。大規模所有でも小規模所有でも、林業に投下される資本がきわめてすぐない点では同じであり、資本投下と労働投入が増大すれば、規模の大小にかかわらず、生産力を高めることができる。資本的に小さい林業経営体が片方で農業構造改善を行なうならば、その資本と労働は農業に流入し、林業に資本が投下される余地はなくなる。農業構造改善とからんでみると、農家の経営全体としての自立安定を考えるべきで、この場合には、林木は作目の一種として、従属的な地位にとどまることがあるのはやむを得ない。

小幡(1963b)も、前に引用したと同じく、北海道の大面積階層林家の生産力阻害要因は資本と労力の貧困にあることを指摘し、生産性の低いのは零細性のみにあるのではない、という。そして零細農家の造林がもっとも意欲的であるから、今後それらの生産性をもっと高めるためには保有林地を拡大する施策が必要であり、その第一の対象としては国有林や道有林が考えられる、といっているのは注目すべき発言である。

林野庁は、昭和39年10月5日、「国有林の活用について」という通達をだしているが、それでは、農業構造改善のためには、「国土保全その他国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ」となっている。また林業構造改善のためには、「活用の相手方は、計画地域内に森林を所有する小規模林業経営者の構成する協業体とする」となっているし、活用の対象となる国有林野も、「中央審議会の答申および林業基本法に示された趣旨に沿って、国土の保全その他国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ選定するものとし」となっている。

昭和40年3月31日の国有林野事業についての中央森林審議会答申の7、地元関係の施策は、いずれも国有林野事業の独立採算性のなかで、あるいはその果すべき役割との調整を図りつつ、となっているのであるが、同答申は国有林野事業の公共性と企業性の基本概念を明確にし、林木の育成、販売を中心とする事業運営を能率的、合理的に行なっていくことが、企業性の強化である、といっている。国有林野事業は非収益部門を分離してまで企業性を強めようとしているのであるし、また協業体というわくをはめられているので、小規模林家の国有林野活用にはきびしい制限があると考えなければならない。

しかしそまたひじょうに楽観的なみかたもある。北海道開発庁の1967年にだした「豊かな北海道のビジョン」によると、20年後の北海道は、構造改革と地域開発の進展によって経済が安定する。寒地農業の確立によって冷害は克服され、農業就業人口は半減してほぼ10万戸20万人、1戸当たり従事者1.5人となり、家族経営が近代的合理的となる。林業では需要に応ずる蓄積は足りないので、20年間は生長量と伐採量の均衡を保ちながら、人工林化、林道網等の生産基盤を整備し、人工造林可能地約200万haのうち約70万haに植栽が完了する。小規模民有林経営では、所有規模の拡大あるいは協業化等によって経営規模が拡大され、施業は集約的な人工造林事業が主体となる(横田1968)。

しかしこれは、すくなくとも林業についてはあまりに楽観的にすぎることは、これまでの諸家の意見でも明

らかである。近代的、合理的な家族経営の農家戸数10万戸、1戸当たり従事者1.5人の農民から、どれだけの林業従事者を得ることができるであろうか。また蓄積のすくない民有林の林業がおもに人工造林となることは当然であるが、植栽完了は造林完了を意味しない。人工造林技術はいまだに伐採技術の発達に追いついていないのである。

林業基本法は日本経済の一般情勢の中で、独占資本主義段階の日本林業の、るべき姿を示したものである。それは林業従事者である農民を安定させるとはうたいながら、じつは農業基本法を補完しながら零細農家を切り捨て、「開放経済体制」下ほげしい市場競争を繰りひろげている独占に安い労働力と安い木材を提供し、また大山林地主の資本家の改造をはかってそれに高い所得を保証するために制定されたものである（岡村 1966），といわれてもしかたがないであろう。

結語

北海道におけるエゾヤチネズミの林木加害は自然的必然性をもっている。エゾヤチネズミは植物の纖維質部分を主食とし、積雪期には樹皮を食うという性質をもっている。そして造林樹種のうちではニホンカラマツがもっともよく食われる所以である。さらにエゾヤチネズミは無立木の草原状の土地では独占的となり、しばしば大発生をするのである。したがって森林伐採跡あるいはその他の無立木への人工造林はこのネズミの大発生にしばしば遭遇することとなり、造林樹種がカラマツである場合には被害がとくに甚だしい。

しかもしも林業生産において、伐採と育林の統一を択伐天然更新で行なうならば、エゾヤチネズミの害はほとんど問題にならないであろう（太田 1968 a, b）。しかし北海道の林業生産の歴史はそうではなかった。国有林についてみると、その財産保持的、地代追求的性格によって、蓄積の大きさに依存した伐採を主とし、造林にあまり熱意がみられず、戦後の日本の独占資本主義復活にともない、大面積の皆伐一斉造林という方式がとられ、鼠害の機会をおおくした。

民有林は、北海道の人工造林の主力をなしたが、開拓のための土地開放を起原とするために、林業には力がいれられず、また放棄農耕地をふくむ無立木への造林は、エゾヤチネズミの巣の中への造林を意味した。しかも民有林では経営上短伐期性のカラマツを植栽することがおおい。これらの事情が民有林に鼠害のおおい社会的条件である。

エゾヤチネズミの害の防除の研究がはじまってから40年、戦後の研究だけでも20年となる。この間エゾヤチネズミの生物学的研究も進み、また防除技術も進んだ。その成果の一つは、造林地の徹底的清掃と薬剤の使用である。優秀な薬剤も輸入され、その大面積散布に航空機も利用されるようになった。これらの方程式農業方式といえるであろう（太田 1968 a, b）。

このような技術の進歩にもかかわらず、被害率は低くなってしまっても、造林量に応じて被害量はふえている。その原因の一つは、画一的な皆伐、一斉造林方式にある。他の一つは、人工造林の管理不良、鼠害防除の不良であるが、それはとくに民有林のしかも零細農家の所有林におおい。完全農業方式の人工造林は資本と労力をおく要するのである。

被害防除は、蓄積の大きい国有林ではできるだけ施業を択伐天然更新とし、民有林では防除可能な資本と労力が与えられれば、成功するのである。しかし日本経済の高度成長と開放経済体制はそれを許さない。

国有林は、需要に応ずる伐採そして造林という方針をとり、伐採制限を緩和し、大面積の皆伐、一斉造林という拡大造林計画を採用した。ようやくその反省が起こり、天然力を活用した施業が問題とされているが、国有

林野事業の企業性を強化するという方針の中で、それがどう活用されるかは疑問である。

民有林にあっては、その林業生産をになう主力である農民に対しては、農業基本法による切り下政策がとられている。これはしかし、その推進者であった小倉(1965)によても、“総じていえば基本法下の農政は、いまだに農民に明るい展望をもたらすにいたっていない。生産性や所得の格差が是正されはじめたとはいえないのである。……構造改善事業は種々の問題をはらみ、必ずしも農村で歓迎されていない”。のである。このような状態では、林業基本法による農家林の経営の近代化、合理化も悲観的である。会社所有林の人工造林が実績を上げているならば、それは資本装備が良いためであろう。農民にもっと資力があれば、たとえ零細であっても、鼠害防除も改善され得るし、人工造林も成功するであろう。しかしそれも望みがなければ悪循環がつづくだけである。

根本問題は、経済の高度成長、開放経済体制を、必然的な、かえることのできない前提条件としているところにあるのではないであろうか。

エゾヤチネズミの害の自然的必然性については、客観的な部分的自然法則を意識的に組合わせた技術によって、その発現をさまたげうる。例えは抲伐天然更新による自然改造であり、あるいは完全農業方式による人工造林である。

経済の高度成長と開放経済体制が、日本人の生活に何をもたらしているかを検討し、日本林業のあるべき姿について反省してみると、北海道の林木鼠害の社会的必然性を阻止する方策を考える上にも必要なことではないかと考える。

参考文献

1. 北海道農林漁業基本問題林業部会事務局 1961 北海道林業の基本問題と基本対策 北海道造林振興協会 札幌
2. 北海道林業研究会事務局 1966 国民のための林業とは何か(2) 北方林業 18(11): 323~326
3. 小関隆祺 1962 北海道林業の発展過程 北海道大学農学部演習林報告 22(1): 25~94
4. ———— 1963 私有林業における構造改善 第12回日本林学会北海道支部シンポジウム記録 北海道林業の構造改善 11~14
5. 松井善喜 1965 北海道の森林の取扱いに関する研究 I 林業試験場報告 13: 1~143
6. 武藤憲由 1958 拡大造林の問題点 林業解説シリーズ 108 日本林業技術協会 東京
7. 小幡 進 1963 a 北海道私有林業の生産活動における地域性 北方林業 15(11): 343~350
8. ———— 1963 b 北海道私有林の構造改善問題 第12回日本林学会北海道支部シンポジウム記録 北海道林業の構造改善 14~22
9. 小倉武一 1965 日本の農政 岩波書店 東京
10. 岡村明達 1966 基本法段階における林政問題 林業経済 207: 27~38
11. 小沢今朝芳 1956 森林計画と国有林經營計画の展望 林業技術 174: 6~11
12. 太田嘉四夫 1960 国有林バイロット・フォレストとその近くの民有林における鼠害調査 野ねずみ 40: 1~5
13. ———— 1968 a 北海道林業における野鼠害防除技術の問題点 三島先生退職記念事業会編 北海道林業の諸問題 216~230 日本林業調査会 東京
14. ———— 1968 b 林業生産の特質について 一野鼠害防除と関連して— 林業経済 231: 7~17
15. 太田その他座談会 1966 野ねずみ防除の経験を語る 野ねずみ 73: 1~10
16. 霜鳥 茂 1962 農民的林野所有と林野利用 北海道大学農学部演習林報告 22(1): 171~214
17. 杉本四郎 1966 からまつ林考 北方林業会 札幌

18. 杉本四郎 1967 会社有林経営の現状 北方林業 19 (11): 364~365
19. 杉山 甫・武居 猛 1967 天然林を活用した施業法について (1) 北方林業 19 (12): 376~379
20. 高安知彦 1966 北海道の所管別造林地の野ねずみ防除と被害との関係 野ねずみ 76: 3~5
21. 上田明一・樋口輔三郎・五十嵐文吉・前田満・桑畑勤・太田嘉四夫・阿部永・藤巻裕蔵・藤倉仁郎・高安
知彦 1966 エゾヤチネズミ研究史 林業試験場研究報告 191: 1~100
22. 山崎慎吾 1950 日本林業論 潮流講座経済学全集 第3巻 日本資本主義の現状分析 潮流社 東京
23. 八卷涉吾 1961 民有林人工造林地の実態について 北方林業 13 (8): 263~266, 13 (9): 280~284, 13
(10): 339~344, 13 (11): 367~371, 13 (12): 366~369
24. 山田定市 1966 商業的農業の現段階的性格に関する一考察 農經論叢 22: 27~51
25. 余語昌資 1963 北海道の野鼠被害についての問題点 野ねずみ 56: 1~2
26. 横田莊平 1968 北海道開発の映像と農林業の発展方向 北方林業 20 (1): 9~10